

令和2年 第12回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年12月25日(金) 午後1時30分～午後3時10分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	12番 武井 洋一	13番 佐藤 恒雄
	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄	16番 上原 見徳
	17番 竹内 佳重		

4 欠席委員 (1人)

11番 橋本 一男

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定について
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第6号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和2年第12回農業委員会総会を開会します。
なお、11番、橋本一男委員が欠席の届けが出ていますので、報告します。
出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

次に、日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは、7番、内田忠雄委員・10番の上原恵美子委員、両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

14ページを御覧ください。令和2年11月25日開催の第11回総会で許可相当の議決案件、農地法第5条関係14件につきましては、令和2年12月16日付で許可書を交付しました。

なお、現況証明の11月分の取扱いについては、該当がありませんでした。

続きまして、別紙でお配りした、A4で一枚紙の令和2年度第12回農業委員会総会報告案件一覧を御覧ください。第9回常設審議委員会が12月16日にJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。常設審議会が終了後、第3回群馬県農業会議理事会が開催され、竹内会長が出席しました。

また、令和2年第4回安中市議会定例会が11月30日から12月11日までの間、開催されました。一覧のとおり報告は3件、承認が1件、議案が19件、議会議案が1件提出され、議案の全てが採択されました。また、案件一覧には記載がございませんが、12月21日に開催された区長会の代表理事会で人・農地プランの説明をさせていただきました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年12月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。ないですか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。6 番なのですけれども、これは以前空き家バンクに登録されていた農地が空き家の売買が成立して、ここに案件としてのってきたものですが、受け人は初めて農業をするようなのですが、都会に住んでいた方なので、停留するとも聞いておりますので、現在は一応草が刈ってある休耕地なのですけれども、この休耕地が解消するかどうか期待したいところなのです。住民が増えるということでもありますので、よろしいのではないかと思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 6 番。

1 6 番委員 1 6 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 4 番ですが、譲渡人は〇〇のほうに住んでおまして、ここ数年間ぐらい農地のほうは作っていない状態でしたが、もう今現在、今度譲受人の方が刈り払い等を始めております。実際、ネギ、里芋等も作っているということなので、問題ないかと思われまふ。よろしくご審議ください。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 3 番の 3 件、3 班に 4 番から 6 番の 3 件、合計 6 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要につい

ても説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年12月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の1件です。受理した申請書は農地法第4条第5項各号に該当しないため、許可要件全てを満たさずと考えます。

なお、今月の第4条の申請につきましては、1,000平米以上の申請はございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はをお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の1番ですが、こちらの次の議案第3号の5条の4番と関係するのですが、周辺農地への影響はないと考えられますので、審議の参考をお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員のほうから意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番の1件、以上合計1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についてもご説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年12月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、12月18日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから6ページ記載の26件及び議案書7ページ記載の計画変更申請5件の計31件でございます。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条の関係の8番の1件です。

この案件は、一般住宅用地として〇〇にも非常に近いということで、あと近隣も農業に従事しているということで、隣にも住宅が建っておりますので、問題ない案件だと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の2番です。これは、国道18号の〇〇の入り口の歩道橋の真っすぐ南に歩いて徒歩2分ぐらいのところですよ。周りはみんな住宅地になっておりまして、3種農地なので問題ないと思われます。よろしくお願いたします。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法5条の1番ですが、こちらは3種農地の周辺は住宅化された地域であり、周辺農地への影響はないと考えられます。

また、4番は先ほどの第2号議案の1番との関係の案件になります。

引き続きまして9番の案件ですが、こちらの周辺は人が住んでおり、周辺農地への影響はないと考えます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

6番。

6 番委員 6 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 2 4 番でございますが、この土地は西側に市道が通っておりまして、北側と南側に住宅ができておりまして、ほかの農地に与える影響はないと考えられますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 7 番。

7 番委員 7 番です。5 条関係の 3 番と 2 6 番について説明させていただきます。

3 番については、三方を住宅に囲まれた農地であり、問題はないと思います。

2 6 番については、南側が〇〇川の堤防であり、北側は道路、西側に既設の太陽光に接続する農地であり、ただ許可前に事前に着工したということで、始末書が添付されていますので、よろしく願いします。

議 長 ほかにございますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。5 条関係の 2 3 番、ここは南と東に道路に挟まれておりまして、第 5 条の第 2 項に該当はないと思われますので、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 3 号、農地法 5 条の関係の 5 番と 2 0 番でございます。5 番につきましては、事業計画変更の 1 番と関係する土地でありまして、取得後 1 3 年以上経過している土地であります。現地を視察した結果、篠やぶと化しておりまして、西側には非常に大きい太陽光発電があります。また、北側については公道等ありまして、問題ない土地だと思われます。

2 0 番につきましては、〇〇線の高架の北側にある土地でございます。近年非常に住宅地化しておる場所でございます。3 種農地ということで、これにつきましてもほぼ問題ない用地かと思っておりますので、審議の参考をお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 1 9 番になります。こちらは受け人と同じ会社なのですけれども、営農型太陽光発電用地ということで、3 回目の申請なのですか、2 6 年につくって 3 年ごとの申請になっております。見た

ところ、確かに草はきれいになっておるのですが、どうもフキを作っているのですけれども、そこのところフキが見当たらない状態であります。向こうから出てきた〇〇のこれからの概要を見ると、今までの収穫は当初計画の平均反収の3割程度であって、今後農地管理をして新しく植えたりしてやっているということであるのですけれども、全体の中の一部なのです。全く同じ太陽光がずっとできている中の一部分を営農型で使っているという状況なので、普通の営農型の太陽光と違って隙間があまりないわけです。光が当たる隙間が。だから、そういう点からいくともう少し考える必要があるかなというふうに思っているのですが、今日この後呼出しでということ聞いておりますので、何か皆さんのところでそういう意見があったらぜひ質問してください。よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。5条関係の6番です。現地は水路と道路に挟まれた土地で、突き当たりが宅地になっておるところでございます。水路側の隣地につきましては、今年の10月に太陽光施設として許可を受けたところでございます。支障ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、5条の11番から18番までの太陽光の関係です。都市整備課で今年の10月から太陽光条例で面積的な制限が厳しくなっております。特にこの申請の中で11番と13番と16番と17番、これが対象の土地の面積は1,000平米を超えておりますが、フェンス面積ということで1,000平米以内に収まっております。ということで、太陽光条例の規定については、クリアしているところがございます。この地域につきましては、青いダイヤと言われる梅ブームの頃に、四、五十年前です。梅の苗を非常にたくさん植えていたところがございますが、その後、価格の低迷と後継者不足で手が入らなくなっておりまして、道路の両側にある11番と12番のススキ畑のほかは、少し離れたところの15番の土地も含めて幹に白いコケが乾いたようなものがところどころくっついてきているような状況で、手の入らないまま、古木が四、五十年たった梅が放置されている状況になっております。そんな状況のところ現状でございますが、森林組合に近いということで山林も多く、年を経るに従って森林も深くなっており、獣等も大量に出る。安中市内全域同じだと思うのですが、

そういう頻繁に被害を受けるような土地でございます。太陽光施設設置、やむを得ないと思いますが、よろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 では、17番から。議案番号5条関係の7番と21と22と25ですが、7番について説明させていただきます。

これは前回、今始末書を添付しておりますが、そのうちの西側が今度は申請が出て、この場所については、植木が植わってあって、庭として使用しているということで始末書を書いた場所でございます。

それから、21番と22番については、これは同じところの場所でございます。この場所については、宅地化が進んでいるところでございまして、西側は道挟んで農地になっておりますが、この部分については、東側で並んで家がいっぱい建っております。これについては3種農地で問題ないと思います。

それから、25番については、〇〇線の法面の工事につき一時転用ということで申請が出ておりますので、これについては、元に戻るということで問題ないと思われまので、よろしく願いします。

議長 ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号は、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から3番、5番から9番及び19番の9件です。併せて計画変更1番の計10件を付託します。2班に10番から18番の9件、併せて計画変更2番から5番の計13件、3班に20番から26番と4番の計8件、以上合計31件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 13)

(書類審査)

(再開午後 2 : 34)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第3号、19番の案件申請者から説明を求

めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第3号、19番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、先に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

19番申請者 お世話になります。〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

19番申請者 お世話になります。〇〇、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

19番申請者 お世話になります。同じく〇〇の〇〇と申します。本日はよろしくお願いいたします。

19番申請者 お世話になります。今回農地法の3条の関係で地上権設定のほうをお願いしているところでございます。それで、場所につきましては、〇〇で、登記簿畑、で面積が598平米のうち2.24平米で、利用状況が所有者の氏名が〇〇様で、耕作者の氏名が〇〇で、その他地域ということになっています。それで、こちらにつきましては、譲受人が〇〇であります。職業につきましては、太陽光発電事業及び電力の発電事業でございます。住所は〇〇で、譲渡人につきましては、〇〇で、こちら農地所有適格法人、〇〇でございます。

先ほどの面積につきましては、全体が598平米で、そのままございまして、地上権の設定というところでございます。

それと、農地法の5条の第1項の規定による許可申請書でございます。こちら譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇でございます。こちらの場所につきましては、先ほどと同様の地番、〇〇で、畑でございます。こちらの5条につきまして賃貸借権の設定ということで、こちらが598平米のうち2.24平米でございます。利用状況は、所有者の氏名は〇〇様、耕作者が〇〇で、その他地域となっております。

それで、転用事由の詳細といたしましては、現在当該土地にて関係会社の〇〇と協力し、ソーラーパネルの下営農を実施しております。その該当土地で太陽光発電事業及び電力売電事業を継続したいため、一時転用の申請を提出いたします。譲渡人、設定人で私は〇〇の要望を叶えたいため、申請いたします。転用目的に係る事業、また施設の概要といたしまして、建築物で太陽光発電施設で架台支柱56本、架台支柱が1本、0.04平米掛ける56本で2.24平米になります。この土地の全体面積としましては、598平米でございます。

必要経費といたしまして、土地の賃借料、年間4万8,000円で、こちら調達方法は自己資金でございます。それで、撤去費につきまして46万6,56

0円で、合計で51万6,560円でございます。

転用する部分によって生ずる付近の農地、作物等の被害の防御施設の概要といたしまして、申請土地の北側、東側は弊社の太陽光パネルが設置されております。南側、西側には他の耕作者の方がいますので、作物等に影響を及ぼさないよう注意して営農を行います。ということで申請のほうをさせていただきます。当社、ここでフキを栽培しているのですが、フキの収量が平均反収の約3割程度の実績となっております。こちらは、平均反収8割以上ということがこの太陽光のパネルの下での条件でございますが、弊社そこに至っていない状況でございます。こちらにつきまして、弊社といたしまして改善ということで、まず今フキを定植しているのが、もう年数がたっているものになりますので、新たにフキを定植して取り組んでいきたいと考えております。それと、また作業がちょっと遅くなってしましまして、草が伸びてからの対応となってしまったものですから、草刈りをしっかりしまして、フキが出やすい環境をつくるということと、あと追肥の方を土作りもしっかりしまして、8割以上の単収が取れるという取組をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご許可のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願ひします。

1番。

1番委員 1番です。ご苦労さまです。事前調査に行って現地を見させていただきました。太陽光の下も大分というかきれいになっていました。以前は〇〇さんがやっていたときには、フキはやっぱり作っていたのですが、そのときも、3年前になりますか、フキなんかほとんどもうなかった状態です。あそこは多分傾斜で日当たりがかなりいいし、多分乾燥するところだと思うのです、赤土で。だから、それがフキに適しているかどうかは、それが私なんか分かりませんが、いろいろの肥料とかをして、これから土地改良も始めるのだと思うのですが、大体フキを植え始めるのはいつ頃なのですか。

それで、フキだけなのでしょうか、栽培は。あの場所は。

19番申請者 今のこの〇〇の土地につきましては、フキの定植を考えております。それで、フキにつきまして定植なのですが、時期的なもので、ちょっと作業の段取りで詳細のほうはあれなのですが、通常今収穫が2月、3月のと4月

から9月、4月、5月が収穫ということになりますので、現在の今回ちょっと出る部分の様子を見て、それからの対応ということでさせていただきたいと思っているのですが。

1 番委員 私は今から定植しても4月頃には間に合わないと思いますけれども、フキのほうが取れるかどうか。〇〇さんは、あちこち太陽光の発電事業を展開しておりますけれども、〇〇等も大分あそこは太陽光営農型がありまして、白菜とかあの辺を作っていましたけれども、ではあその場所は、フキ一本でいくということですね。

1 9 番申請者 はい。現在フキで、あそこは斜面がきついものですから、植えるのが。

1 番委員 そうですね。雨でも降ると流されてしまう。

1 9 番申請者 流されてしまうというのがあるものですから、やっぱり多年で対応できる作物ということを考えております。

1 番委員 そうですか、分かりました。では、頑張ってくださいと思います。

1 9 番申請者 よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

2 番。

2 番委員 2番です。どうもご苦労さまです。営農型ということで、農業委員会としてもできる限りのバックアップをさせていただきたいと思っているのですが、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、申請書のほうで遮光率が52%強、現状出ているのですが、こちらに、フキは陰性植物であるため栽培は可能というコメントが出ているのですが、実際にフキは何%まで遮光しても育つのか。52.3%遮光しても育つというこの根拠は何なのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

1 9 番申請者 ほかの圃場でも、実際〇〇のところで行っておりまして、フキです。そちらで実績のほうがありまして、フキがしっかりとしたものができております。そこについては、土壌のほうもややいいということがありますので、今回の〇〇の場所より収穫量が倍以上の収穫量が取れている状況でございます。五十数%というところの遮光率なのですけれども、現場ご承知のとおり非常に南面に面しておりまして、それ以上のそこの日当たりのいい場所でございますので、斜面にもなっている場所で、前に障害物がない状況でございますので、そのパネルの透過率の五十数%より実際の日照時間はあるような場所でございますので、今回の申請場所につきましては、十分フキのほうが育成できると。問題は

土作り。あとはカビというところになるかと思しますので、よろしくお願いたします。

議 長 2 番。

2 番委員 はい、分かりました。ありがとうございました。今〇〇のほうでこちらの倍以上取れているというお話ですけれども、そちらは周辺の平均反収は何割ぐらいですか、分かりますか。

1 9 番申請者 そちらは、今回は大体 8 割近くの収量のほうが取れております。1 番フキ、2 番フキということで、2 回収穫のほうをしてございます。平成 2 0 年産ですが、こちらの方は収穫が間に合わないぐらいの状況でございました。1 日に 7 0 0 キロぐらいの収穫の方を。

2 番委員 面積は分からないかね。

1 9 番申請者 面積は、こちらの方で収穫したのが約 1 ヘクぐらいの面積でございます。

議 長 ほかございますか。

8 番。

8 番委員 ご苦労さまです。これが多分 2 9 年度に引き続き 2 回目か 3 回目の 2 回目になるのですか。今回も見させていただいたのですけれども、草がきれいに取られていて、土が露出している状態。確かに今言っているようにフキがあった状態か分からない状態でした。これをあの斜面の中でちゃんとした整地にして戻せることが可能なのですか。ちょっとその辺のところをお聞かせください。

1 9 番申請者 先ほどからこちらの方で対策としての取組ということで、土作りということで、あそこに新たに土のほうを加えまして、現在の土はやっぱりやせ細っておりますので、土作りをしっかりと堆肥等を入れて作っていきける環境をとということで。あと、去年の災害というか台風で上から随分土砂の方が流出してしましまして、それも上を取り除いて、それでまた土作りから始めていきたいということで、全体的に土壌改良を行ってフキを作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 ご苦労さまです。土地が農地が荒れる状況の傾向の中で、これ工夫して農地を利用していただくのは大変有効な活用だなと思うので、応援させていただいております。ただ、問題が土作り、管理とはっきりお分かりになっている中で、6 年たっているところでまだ 3 割という収量なので、ということを見るとお互

いの手入れした状況が、施工方法が正しかったかどうか確認する意味でも、我々も確認させてもらったり、施工されている方も自己検証する意味で、10年というのはちょっと長いと思いますので、今までと同じ3年ということをお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

19番申請者 この年数につきましては、各農業委員会のご判断によるところでございますので、その指導に従いまして、当社といたしましては研究を重ねて、8割以上の収穫量が確保できるという取組をしていきたいと思っておりますので、また安中市の農業委員会の皆様におかれましても、いろいろとご指導のほどをいただきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

12番委員 ぜひ3年ということをお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

19番申請者 はい、承知いたしました。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

説明ご苦労さまでした。

19番申請者 ありがとうございます。失礼いたします。

議長 ここで審査班の意見を取りまとめるため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:53)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:54)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から3番の3件です。

審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、3番につきましては申請が10年という転用期間なのですが、3年ということにさせていただいて、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当でございます。

議長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、4番から6

番の3件です。

審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告は終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ございませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。

審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6号の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号案件に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班

の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は1番から3番及び5番から9番並びに19番の9件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は10番から18番の9件です。及び計画変更の2番から5番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、4番及び20から26番の8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。質疑ないですか。

今の案件のところもう一度戻ります。1班の報告の中に19番案件の一時転用の件なのですが、これについては、一時転用期間10年とありますけれども、3年に変更ということによろしいですか。

委 員 はい。

議 長 それでは、続けます。

報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号案件に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和2年12月25日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。区域、安中市松井田町原北裏387-1、下限面積1アール。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明は終わりました。

本案について、質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定については、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局 農業振興係の五十頁です。よろしくお願ひいたします。議案書は9ページを御覧ください。議案の説明の前に何点か補足説明をさせていただきます。まず、番号3と4の案件についてです。どちらも被設定人の耕作面積は0平米となっていますが、申請地では以前より耕作を続けており、今回正式な手続で契約をすることになったからになります。

次に、番号10以降の案件についてです。これらは全て松義台地土地改良区西部地区内の農地であり、区画形質変更の工事が完了していますが、換地をする前の一時利用地の指定をされた状態です。そのため利用権を設定する土地は、登記されている従前地で契約したわけで、登記完了後に地番の読み替えを行います。この議案書の備考欄では、一時利用地指定時の仮地番を整理しましたので、ご参照ください。また、計画の中に大字が妙義町となっている地番がありますが、これは安中、富岡、両市の境界変更があったこと、換地後の新しい地番の登記が済んでいないことから生じているものです。よって、所在は安中市になります。さらに、地目が原野になっている地番がありますが、現地は畑地として対応済みで、換地後も農地として利用されます。なお、後ほどご審議をお願いする議案第6号の農用地利用配分計画案についても同様の記載になっていますことを併せて申し上げます。補足説明は以上となります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。説明については、議案書の朗読に代えさせていただきます、申請者ごとの説明及び敬称は省略させていただきます。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年12月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書9ページ及び10ページ記載の15件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とし

ます。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和2年12月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書11ページ記載の7件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第12回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 3時10分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年12月25日

安中市農業委員会会長

7番委員

10番委員